

「データに基づく政策立案支援業務（令和8年度 EBP M伴走支援）」 に係る企画提案募集要領

本公募は、令和8年度の沖縄県当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決若しくは修正された場合、契約の一部又は全部を締結しないことがありますので、予めご了承ください。

1 委託業務の目的

「新沖縄県行政運営プログラム（令和5年3月策定）」では、本事業は、本県の事業や制度を担当する所属の職員に対して、職員のEBPM（Evidence-based Policy Making）実践能力の向上によるデータ分析やデータ等の客観的な根拠に基づいた施策の形成・評価・見直しのプロセスの理解を深めることにより、職員のEBPM実施能力の強化を図ることを目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の概要

- (1) 委託業務名：データに基づく政策立案支援業務（令和8年度 EBP M伴走支援）
- (2) 募集期間：令和8年2月27日（金）から3月17日（火）まで
- (3) 業務内容：別添委託業務仕様書のとおり
- (4) 事業予算額：2,300千円以内（消費税込み）

※この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者でないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした者、暴力団又は暴力団員と関係を有している者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 当該業務を円滑に履行するために必要な経営基盤及び体制を有すること。
- (5) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を代表する者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ 共同企業体の全ての者が上記(1)、(2)、(3)の要件を満たし、いずれかの構成員により(4)の要件を満たしていること。
 - エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として、または単独で本件入札業務に参加しないこと。

5 企画提案書等の提出

企画提案に参加を希望する者は、下記の書類を作成し、提出する。

(1) 提出書類

ア 企画提案応募申請書【様式1】

イ 会社概要【様式2】

ウ 事業実績書【様式3】

エ 見積書【様式4】

- ・事業経費は内訳がわかるように見積もること。
- ・宛名は「沖縄県知事」とすること。

オ 企画提案書【様式任意】

- ・A4、縦、左綴じで作成すること。
- ・仕様書の内容を反映したプログラムとし、事前研修及び伴走支援の内容を具体的に記載すること。
- ・映像コンテンツを使用する場合、仕様イメージを、写真やイラスト等を用いて具体的に記載すること。
- ・予定講師等のプロフィール、研修実績等を添付すること。

カ 業務執行体制【様式任意】

キ 作業スケジュール表【様式任意】

(注)共同企業体の場合は、構成員ごとに会社概要、事業実績書を作成すること。

(2) 提出部数：各5部（正本1部及びコピー4部）

提出時はファイルに綴らず、クリップ綴じとする。

(3) 提出期限：令和8年3月17日（火）まで

(4) 提出方法：持参または郵送（郵送の場合は上記〆切期日必着、書留で行うこと。）

(5) 提出先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（県庁5階）

沖縄県総務部行政管理課行政改革班 EBPM担当

6 質疑等

本事業に関する質問については、令和8年3月6日（金）17時まで随時メールにて受け付けることとし、質問の回答についてはホームページに掲載する。

行政管理課代表E-mail：aa003010@pref.okinawa.lg.jp

7 選定方法

- (1) 「企画提案選定委員会」において書面審査を行い、委託候補者を決定する。審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- (2) 必要に応じ、追加資料の提出、提案内容の追加・修正、ヒアリングの対応等を求めることがある。なお、ヒアリングを実施する場合の日時については、事前に提案者に連絡する。
- (3) 審査結果については、書面で通知する。

8 評価項目

- (1) 目的合致度
 - ・仕様書に示す目的に沿った提案となっているか。
- (2) 提案内容
 - ・仕様書の内容が全て含まれているか。
 - ・課題を把握・分析・解決するための適切な手法が示されているか。
 - ・作業スケジュールは適切か。
- (3) 業務遂行能力
 - ・事前研修及び伴走支援を務めるにあたり、必要な専門知識、経験等を十分有する人材が選定されているか。
 - ・過去3年間に、官公庁又は公的機関を含め、類似の事業を行った実績を有しているか。
- (4) 実施体制
 - ・事業の確実な実施に向けて、適正な体制をとることができるか。
 - ・沖縄県との連絡体制が明確であり、スムーズな打ち合わせができるか。
 - ・業務遂行のための経営基盤を有しているか。
- (5) 経費
 - ・経費の見積は妥当な積算額となっているか。

9 その他

- (1) 選定した委託候補者と委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次点の者を繰り上げて契約交渉を行う。

- (2) 提出された書類等に虚偽の申請があった場合は応募を無効とする。
- (3) 企画提案書等の提出書類の作成・提出にかかる経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類等については返却しない。
- (5) 提出された書類等は、当該委託候補者選定の審査目的以外には使用しない。
- (6) 委託候補者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (7) 契約に当たっては、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則（以下「規則」という。）第101条第1項により、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要となる。ただし、規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

【地方自治法施行令】

（契約保証金）

第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

【沖縄県財務規則】

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

- (8) 当該業務について、県の了解なしに他者に全部又は一部を再委託することはできない。再委託を行う場合は、仕様書等を確認し、「再委託承認申請書」を提出し、県の承認を受けること。
- (9) 検討すべき事案が生じた場合は、県と受託者で別途協議するものとする。